

イギリス労働党の社会主義政党化

——一九一八年の党改革について——

犬 童 一 男

一 はじめに

イギリス労働党は、第一次世界大戦末期の一九一八年に A・ヘンダーソン (Arthur Henderson) と S・ウェッブ (Sidney Webb) によるいわゆるフェビアン指導の下に新規約および党の政策要綱としての綱領を採択し、かつ全国的組織政党化をめざす組織改革に着手し、政治権力を求めて運動する議会主義を堅持する社会主義政党となった。一九二四年の第一次内閣を初めとして労働党が自由党に代って二大政党の一つになり、しばしば政権を担当するに至ったのも実に一九一八年の党改革を出発点としているのである。それではこの党改革、即ち、社会主義政党化はどのようにして成し遂げられたか、また、それはいかなる特徴をもつものであったか、本稿のとくに四で明らかにしておきたい。そしてまた、それが大戦末期のヨーロッパにおいて、またイギリスの政党状況においてどのような意味を有したかを考察したいと思う。

まず一九一八年における党改革そのものを論ずる前に、それ以前の労働党はいかなる型の政党であったか、そしてその社会主義政党化を促した要因は何であったかという背景ををみておく必要がある。以下の二、三はその背景に関する分析である。

二 圧力団体型政党のジレンマ

労働党が誕生したのは一九〇〇年二月ロンドンのメモリアル・ホールにおける「労働代表委員会」(Labour Representative Committee)の結成大会である。これには労働組合会議(Trade Union Congress)と独立労働党(Independent Labour Party)・社会民主連盟(Social Democratic Federation)・フヒブアン協会(Fabian Society)が参加した。労働党という党名は一九〇六年から用いられるようになるが、この党の成立は「労働代表委員会」が成立したときであり、この党はTUCと社会主義諸団体との妥協の産物であり、最初から連合体的組織であった。けれどもこの党を形成した起動力は、一八九〇年代における新組合主義を背景とするケア・ハーディ(J. Keir Hardie)らが作った独立労働党の運動にあったことを見過してはならない。それは、労働者階級の利益は自由党によっては擁護されない、独自の政治運動によって労働者階級の利益を守り、その解放を達成させねばならないという政治運動であった。しかし、第一次大戦以前の労働党はこの目的を達成する主体としては未だ形成されていなかった。政策および組織における独立性をも備えるに至らぬ状態にあったのであり、そこから圧力団体的に行動しなければならなかったのである。

その議会進出についてみよう。労働党が躍進した一九〇六年総選挙において前回の一九〇〇年選挙のときよりも四十一名多い五六名の候補者を出し、前回の二名を大きく上回る二九名を下院に送った。そして一九〇九年には一四名の

下院議員を擁する自由労働提携派の炭鉱夫労組 (Miners' Federation of Great Britain) の入党で四五名の下院議員をもつ党となった。続く一九一〇年の二回にわたる総選挙では、前年上院が下したオズボーン判決の結果、資金面で打撃を蒙って伸び悩み、一月総選挙で候補者八三名、当選者四〇名、十二月総選挙で候補者六二名、当選者四二名を確保したに止まった。これら三つの総選挙における労働党の得票総数および得票率も最高の一九一〇年一月選挙で五十万六千票で六・三%であった。またその選挙地盤も勿論全国的に分布したものでなく、ランカシャー、チェンシャー、ミッドランド、南ウエールズなど鉱工業地帯やロンドン、スコットランドなどに点在しているにすぎなかった。⁽¹⁾ちなみに労働党が候補を立てた選挙区での得票率が一九〇六年に全国平均五%を遙かに上回る三七%⁽²⁾であったことが、この選挙地盤の偏在性を示している。このことは、大戦以前において労働党の地方組織、とくに選挙区組織が全国的に作られていなかったし、せいぜい萌芽的にしか存在していなかったことを物語っている。後の党改革以後この党的中心的地方組織となる地方労働党は、地方労働代表委員会、労働協会、あるいは地方労働党のさまざまな名称でわずかに存在したにすぎない。しかもこれらの地方組織は、選挙のときにだけ機能する政治家のための道具であり、日常的政治運動は、独立労働党、社会民主連盟、フェビアン協会、労働評議会等が行なっていた。⁽³⁾このような戦前の党組織状況において同党がともかくも議会に進出しその一翼をしめるに至ったのは、自由党内閣の支持政党として議会で機能する代価として選挙において自由党との協力関係を維持したからであった。一九〇六年総選挙では、ケア・ハーディを除く全当選者が自由党院内幹事H・グラッドストーン (Herbert Gladstone) と労働党書記長R・マクドナルド (James Ramsay MacDonald) が結んだ秘密選挙協定の恩恵を受けた。⁽⁴⁾こうした両党の関係は一九一〇年の総選挙まで続いたのである。この時期の労働党は自由党の保護下に議会に進出し、その地位を保持したのである。

こうした自由党との関係から当然のことであるが、政策における独自性も不明確であり、TUCの政治機関として、一九〇一年上院が下した労働争議による損失を労働組合側に弁償させるタフ・ヴェール判決 (Taff Vale Judgment) の破棄をはじめ労働組合の要求を貫徹すべく圧力団体的に行動したのである。したがって、党指導層には現実的な政権構想もなく、それと関連する長期行動計画としての綱領を作成するという意識もなかった。それゆえに戦前の労働党には必要に応じて作成する政策しかなかったのである。⁽⁵⁾ だが、綱領作成については、とくに一九〇八年の年次党大会において社会民主連盟に属する代議員ないしはミリタントな労働組合代表から党がその目的に社会主義党としての目的を掲げること、即ち、生産手段等の社会化を明確に掲げることの必要性が論じられ二つの決議案が出されたが、大会決議を左右できるブロック票をもつ労働組合代表の多くは社会主義に未だ回心していなかったため、これを充分討議することを嫌い、一つは圧倒的多数で否決、もう一つの決議案は僅差で可決というどちらかといえれば否定的結論を出したのである。⁽⁶⁾ その後においてもR・マクドナルドは長期行動計画作成には反対していた。⁽⁷⁾ かくて政策要綱ないし綱領の作成は戦前には労働党の公式的課題となりえなかったため、作られた社会主義者と労働組合諸組織とに連合である。⁽⁸⁾ にすぎなかったのである。後者は、グラッドストーンの自由主義の影響を受けていたリーダー達の下にあったが、自由党選挙区組織が労働者階級候補者を下院議員候補に採用しないことに失望し、当面の政治課題として議会に労働者階級の独立した代表を送るという点で社会主義者と政策結婚したのである。⁽⁹⁾ 一九一七年までの労働党規約においても党の目的は、「政治的労働党を議会と選挙区において組織し維持すること」⁽¹⁰⁾ と謳われているに止まる。だが、こうした労働党のあり方は、すでに一九〇九年からこの党の発展を阻害するものとなって来ていた。この年

に一九〇五年に発足した「救貧法制度王立調査委員会」の報告が出された。この委員会に労働党側より入ったベアトリス・ウェッブ (Beatrice Webb) が報告作成に当り起草し他の労働組合を代表する委員三名が署名した「少数意見報告」は、戦前労働党側の唯一の建設的政策提案といわれるもので、救貧法が根本的問題解決となりえない、救貧より防貧対策をなすべきだといふものであるが、自由党内閣はこれを斥けた。ウェッブは一八八〇年代末より都市社会主義 Municipal Socialism を奉じてロンドン県議会の中で自由党系の進歩党の理論的実践的リーダーとなり、いわゆる既成二大政党への滲透戦術で都市改革、教育改革を指導して来たが、労働党が結成されてからその戦術は効力を失い、一九〇四年以来ロンドン改革から手を引き、全国的レベルにおける政治運動を模索していたのであった。⁽¹¹⁾ 彼等の再出発点が「少数意見報告」の不採用によって彼等が組織した一九〇九～一一年の「貧困防止全国委員会」による全国的宣伝運動であった。そのためにウェッブ夫妻は支配層の人々に危険視されたともいう。こうした状況の中でウェッブ夫妻は、自由党政治家に滲透する従来の戦術の限界を認識し、一八九〇年代より彼等が構築して来た国民最低限 National Minimum の実現を将来社会主義政党内昇し、議会の多数を制して単独で政権を担当するであろう労働党に託し、その中で積極的役割を果すべき方向に転換していくのである。⁽¹²⁾ 他方、自由党内閣が行なった社会改革は、労働党左派が公有化なくしては不可能と考えていたことを実現し、福祉国家への出発点を画したものであったが、このとき労働党は、ロイド・ジョージ (David Lloyd George) の社会改革政策に対抗しうる政策をもっていなかった。^{*} がこの党をして独自の長期的政策の形成を志向せしめる一つの刺戟となったとみられる。また一九〇九年末上院が下した、労働組合の政治活動を法的越権行為とみなすオズボーン判決 (Osborne Judgment) が、労働党の資金源を抑圧するものであっただけに、労働組合の議会における利益代表として圧力団体的に機能していた労働党を根底から揺さ

ぶり、その判決破棄の努力を重ねさせると共に党の組織化を重視せしめるに至ったことはいまでもない。⁽¹⁴⁾ こうした状況のなかで自由党との選挙における協力関係は、一九一〇年総選挙における自由党の後退とも相俟って選挙区において破綻して行き、次期総選挙で選挙協定が成立する見込みはなかったといわれている。⁽¹⁵⁾

※ 一九一一年に成立した「国民保険法」の三者分担金制のうち雇用者分が賃金より支払われがちであったことと、その運用が保険会社や労働組合によってなされることに対し、社会主義者や戦闘的労働組合員はこれに批判的だったが、労組リーダーや議会労働党は代案をたずこれに賛成していた。こうした指導部の行動は戦闘的社会主義者の間に憤激と軽蔑をひき起し、独立労働党のG・ランズベリ下院議員やF・Wジョウウィット下院議員らは同党大会で鋭くマクドナルドらの指導を批判した。また政治的民主化、とくに婦人参政権や上院問題についても労働党は明確に改革者としての政策をもっていなかった。G・ランズベリはそのような保守的労働党に抗議して一九一二年に代議士を辞し、婦人参政権問題を争点にして非公認で補欠選挙を戦ったのである。⁽¹⁶⁾

ところで、労働党の社会的基盤である労働者階級は、一九一〇年から大戦直前まで自由党内閣に追随する議会労働党と労働貴族的な組合幹部の指導を拒否し、直接行動を繰り広げていた。この時期は一八八八〜九一年以来かつてない強力なストライキの展開を見た。それは実質賃金が物価上昇に追いつかず下降したために発生した労働争議であったが、サンディカリズム Syndicalism 思想の普及によって「大労働不安 Great Unrest」と呼ばれる状況を醸成したのである。このサンディカリズムは、民主主義社会の基礎的単位は各産業を管理する労働組合であり、かつそれぞれの単位の政治的優位を達成する基本的手段はストライキであるという主張を有する労働運動であり、当時世界的な拡がりをもった思想運動である。⁽¹⁷⁾ この思想を鼓吹したリーダーは、かつて新組合主義の闘士トム・マン (Tom Mann) やベン・ティレット (Ben Tillet) らであり、当時戦闘的な組合運動家や社会主義者をとらえたのである。一九一〇年の南ウエールズの炭坑ストライキ、翌年に起ったロンドン、マンチェスター、リヴァプールの港湾ストライキ、鉄道ス

トライキ、一九一二年のウェールズとスコットランドの炭鉱ストライキや第二次ロンドン港湾ストライキ、そしてその翌年にはダブリンにおける闘争と深刻な争議が相次いで発生し、政府は頻繁に軍隊でその鎮圧に当たったのである。⁽¹⁸⁾ また、この頃婦人参政権運動も議会労働党とは対立しつつ昂揚していた。かかる社会情勢に影響されてフェビアン協会に属する若い人々がサンディカリズムやギルド社会主義 Guild Socialism にひかれていく傾向もあった。⁽¹⁹⁾ このような状況は、少なくとも政治的自立を達成しようとする議会労働党にとって憂慮すべきことであつたらう。しかし、サンディカリズムを労働組合が受容した一因は、その政治的代表的な議会労働党が、議会において無気力かつ日和見主義的で政府に従属的な党として存在し続け、⁽²⁰⁾ 期待される強力な社会主義的反対党として機能しなかつたことにある。議会労働党への失望が活動家と大衆における直接行動への志向を強めたのであり、それは同党の指導部を握つて来た独立労働党の指導の崩壊を示唆するであらう。

以上にみて来た状況において、労働党指導部にとつていまや社会主義政策を作成し、かつ自立して政治運動を展開できる組織的基盤、中央と地方の組織を培うことが徐々に必要となつて来た。この党の体制から外にはみ出た労働者階級と一部の社会主義者(活動家)を再体制化するには、長期的政策を明確にし、かつ組織的整備を要することはいうまでもない。サンディカリズムに対してマクドナルドやスノーデン (Philip Snowden) がこれを攻撃する論文を多く書いたが、そこでは、彼等の独立労働党の社会主義が強く主張されるに及び、労働党が社会主義の党となることが説かれざるをえなかつた。⁽²¹⁾ S・ウェップが、オックスフォード大学出身の在学中からの大学フェビアン協会員である G・D・H・コールらがギルド社会主義者になりフェビアン協会の指導部に批判的勢力を形成している状況を重視して、エリート大学出身の若き社会主義者の能力を管理しかつ用いるために、一九一二年にフェビアン調査部 (Fabian

Research Department) を設立したのも労働党が必要とする頭脳、即ち、諮問機関を供給するためであった。この調査部ではまず産業管理の問題が調査研究されていき、一九一八年に労働党調査部 (Labour Research Department) となる。⁽²²⁾ また、首都ロンドンで社会民主連盟とその影響下にあったロンドン労働評議会、独立労働党、フェビアン協会、急進派に分れて久しくセクト的対抗を続けていた労働諸勢力が、一九一四年五月に結集してロンドン労働党を結成し、有能なリーダー、H・モリソン (Herbert Morrison) の下に大戦後着実に前進し、全国労働党の拠点となる出発点を描いたことも、一九一〇年代における先に述べたような要請への対応であったとみられる。このロンドン労働党の結成には、労働党指導部のマクドナルドやヘンダーソンらの積極的介入も寄与しているのである。⁽²³⁾

三 党改革の諸条件

さて、全面的な党改革の機運は、第一次大戦中に急速に成熟した。大戦は労働党を戦時政府への積極的協力派の議会労働党多数派、労働組合会議及びフェビアン協会と消極的協力派の平和主義者たる独立労働党、そして反戦非協力派の社会主義労働党やイギリス社会党多数派に接近する独立労働党の戦闘的少数派とに分裂せしめ、議会労働党議長マクドナルドは独立労働党に属して消極的協力派なるが故に一九一四年八月議長 Chairman 即ち党首 Leader の座を下りた。そして労働組合出身で、もともとどの社会主義団体とも関係していなかったが、一九一二年にフェビアン協会の会員となりS・ウェップの知的能力を尊敬していたヘンダーソン書記長が議会労働党議長をも兼任した。彼は一九一二年に結党以来書記長 Secretary を勤めていたマクドナルドの後を継いで一九三一年まで全国執行委員会書記長という地位を占めるのである。全国執行委員会には社会主義団体から三名の代表が入っていたが、その一名はフェビ

アン協会代表であった。結党当時から一九一三年まで同協会を代表した委員は「フェビアン社会主義史」の著者ピーズ (Edward R. Pease) であった。この執行委員会に S・ウェブは一九一五年からフェビアン協会を代表して入り以後一九二一年までその地位にあった。

ここにヘンダーソン・ウェブのコンビによる政治指導が現実化した。ウェブ夫妻は、すでに戦前から彼等が抱いて来た、先に指摘した構想を実行する得がたい好機を迎えたのである。彼等の滲透主義は現存する政治権力の担い手に対してではなく、近い将来誕生するであろう新しい担い手に対してなされて行くのである。けれどもヘンダーソンは翌年五月アスキス連立内閣に文相として入閣し、引続きインナー・キャビネットとして知られるロイド・ジョージ戦時内閣の閣内相 (無任所相 Minister without Portfolio) に任命され、一九一七年八月十二日に辞任するまで公務で多忙であった。そしてその間労働組合出身の下院議員 J・ホッジ (John Hodge) と G・J・ワードル (George J. Wardle) が議長代行 (Acting Chairman or Acting Leader) を勤めたため、ウェブとの密接な関係はヘンダーソンが閣内相を辞して党務に専念するようになったとき再開されたときとみてよい。彼は自動的に党書記長と党首の地位に復帰したが、議会党におけるリーダーの役割をも兼任することは、戦後の闘争のために党機構再編にエネルギーを投入する上で困難であると主張し、党首の地位を抗夫出身のアダムソン (William Adamson) に譲った。だが、彼をはじめとする労働党政治家達にもアスキス内閣で大臣一名、次官二名、ロイド・ジョージ内閣で大臣四名 (閣内相二名)、次官六名が登用され、その他数多くの行政委員会に多くの党員が参加したことは、従来労働組合のロビースト Lobbyist として行動して来た議会労働党にとってその視野を拡げる上で貴重な教育的効果をもつものであったといえよう。労働組合出身の政治家達は若干の同僚が政府の責任ある地位につき、行政経験をもったことによって、党内左派とは対立をするが、政

治的労働運動がたんに労働階級の代表を議会に送り出すことだけではないことを認識し、ひいては労働党政権のリアルなイメージをもつようになったとみられるのである。しかし、この点を確定するには、これら戦時政府の責任ある地位に上った労働党政治家についての記録（伝記またはメモアール類）をつぶさに調査して実証することが必要であろう。

労働党は政府の行政における一端を受持つかたわら、この党自体が主要な役割を担うであろう戦後の政治状況を予見して長期的政策作成を行なうようになった。一九一五年からフェビアン調査部が労働党執行委員会およびTUC議会委員会と協力して発行するようになった「労働年鑑」(The Labour Year Book)の作成をはじめとし、一九一六年に入ると党執行委員会は、動員解除、労働組合の諸条件の回復、失業、婦人の地位など戦後労働問題を検討し、対策を講ずるために、労働四団体⁽²⁷⁾の合同委員会を設け、それが諮問委員会を任命して報告を求めると至った。⁽²⁸⁾またこの年一月ブリストルで開かれた年次党大会においては、戦後問題、国有化および鉄道統制の問題が党執行部に付託され、執行委員会は戦後問題小委員会を設置して検討を始めた。そして翌年一月マンチェスターで開かれた年次党大会における戦後国内再建についての諸決議を三月に労働党代表がロイド・ジョージに提出した。この決議は一九一六年に作成された多くの報告に基づいてS・ウェップが起草したものであった。選挙法改革についても婦人参政権を含む改革案をつくり次の総選挙は新選挙制度の下に行なえるようにすることが党執行部に付託され、これについて執行部は選挙改革小委員会を設置した。また、平和の条件に関する問題についても同様に執行部に付託されたのである。⁽²⁹⁾これらの問題の調査研究にはフェビアン調査部が重要な役割を果たしたのであり、この機関は一九一五年から一七年にかけて戦後の国内、国際問題に関する多くの政策文書を発行している。⁽³⁰⁾大戦中におけるこのような党運動のあり方は、すでに一九一七年までにこの党が戦前の圧力団体型政党から脱皮し、政治的政党へ大きく変りつつあったことを物語っ

ているのである。

このような運動主体における自己改革をさらに促進したのが、イギリス労働党をとりまく大戦中の国内・国際環境である。環境的促進要因のうちもつとも決定的な意味をもつのは選挙法改革である、即ち、成年男女「一人一票」(one man one vote)の原理に基づき、選挙権の拡大を図る政府の「国民代表法案」が一九一七年十二月に下院を通過し、翌年二月上院を通過して六月から法律になった。この改革で満二一才以上の成年男子に「一人一票」原理が貫徹し、女子については満三十才以上にそれが通用された。その結果、有権者は一九一四年の八百万人から千六百万人に増えた。これを実現させた一つの要因は、労働党代表が戦時内閣に入閣して選挙改革を強く要求したことにも見出されるが、その主因は、戦争に国民を男女の差なく総動員した自由党を中心とする政府が、国民の不満を和らげるべく、国民の戦争協力への代償として自ら改革のイニシアティブをとったことにあった。だが、婦人有権者八百万を含む約一千万余の新有権者⁽³¹⁾を政治の世界に出現せしめたこの改革は、まさしく戦後の新しい時代を示唆するものであったし、それが労働党に与えた影響は大きかった。大戦後この老大な有権者のどれだけを獲得できるかということ、いまや政治的労働党となろうとしている政党にとって決定的重要性を帯びて来たのである。もはやこの時点において同党は、政策および組織において戦前の如くであるならば、新有権者の支持を調達しえず、伝統的な二大政党の谷間に埋没する危険性があった。

この衝撃からヘンダーソン、ウェップは、とくに党組織改革即ち、党組織の近代化ともいえる全国組織を有する党形成に着手するが、それは、労働党の大衆的基盤をなす労働組合員が激増したことによって促進されたのである。これは選挙制度改革と深い関連性をもつ環境的促進要因であった。党の大衆的基盤が拡大すれば、「一人一票」選挙の

時代にこの党の未来は大衆を党の枠内に組み込む装置があれば洋々たるものであったからである。「国民保険法」の適用を受けるために大戦前にも労働組合員の増加をみたが、⁽³²⁾大戦中には戦時経済体制の下で労働組合員総数は一九一四年から一八年にかけて四一四万から六五三万になり、そのうちTUC加盟者は二六八万から五二八万に倍増した。⁽³³⁾労働党に団体加盟している労働組合員も一九一四年から一八年にかけて一五七万から二九六万に倍増した。⁽³⁴⁾選挙法改正と同時に、このような組織基盤の拡大をみながら戦前型の政党であり続けることはおそらく政治的自殺を意味したであろう。

労働党をとりまく政党政治状況、つまり政治的環境もまたこの党の将来に期待を抱かせるものとなっていた。この新しい革新政党が二大政党制の担い手と化すには、何よりもかつて進歩的政党で労働者階級をも体制内化していた自由党を駆逐する以外に途はない。その自由党は一九〇五年以来政権の座により、一九一一年までに「議会議法」や「国民保険法」などで政治改革や社会改革をなしたが、それ以後はもはや改革プログラムを構築する能力なく、その革新性は褪せてしまっていた。そして大戦中に党首アスキス(H. H. Asquith)とロイド・ジョージの角逐が表面化して一九一六年十二月に後者が権力を掌握した。このとき以来、自由党は事実上二つに分裂し、後者は挙国派自由党を率いるようになるのである。こうして自由党は権力を保持しながら後退し、その前途は暗かった。こうした自由党の衰退を加速したものは、大戦開始以降、その秘密外交や戦争政策に反対する有能な前途ある政治家や理論家達が続々と離党したことであった。彼らは大戦中に独立労働党に接近してマクドナルドを議長とする民主的外交期成同盟(Union for Democratic Control)に結集し、のちに独立労働党に入党していくのである。そのなかには、トリヴェリアン(Charles. P. Trevelyan)、モネル(E. D. Morel)、ホブソン(J. A. Hobson)、アンジヘル(Norman Angell)、ベックスマン(Noel

Baxton) ワイズ (Frank E. Wise) など戦間期の労働党ですぐれた人材として知られる人々を多く含んでいた。また、自由党指導者に対する不信から党を見棄てる政治家も少くはなかった。大戦直後になるがロイド・ジョージ内閣の閣僚であったアディソン (Christopher Addison) もその一人であり、彼も労働党に移党するのである。⁽³⁵⁾ こうした自由党の状況はまさに末期的病状といふべきものであり、労働党がこの党と交替することは比較的容易であると考えられたであらう。

だが、戦時連立内閣とはいえ、党首兼書記長が自ら入閣して自由党の指導を受ける立場におかれている以上、その政治課題を公然と遂行することは甚だ困難なことである。戦争終結と大戦後に向けての政策で戦時内閣と対決し、強力な反対党 Opposition としての旗標を鮮明にすることなくしては、それは不可能であった。しかしそのための好機はうまく到来した。一つには労働運動は一九一六年から次第に政府の戦争政策に抵抗的になり、労働党内の世論も政府の戦争完遂政策に批判的になって来た。もはや開戦当時の愛国主義的熱狂は薄らいだのである。もう一つには、一九一七年になると閣内相ヘンダーソンは首相と政策上の問題で対立するようになり、八月には辞任するに至ったからである。これらの経過について今しばらく述べよう。

すでに触れたように、イギリスの広義の労働運動 Labour Movement には、大戦をめぐって積極的協力派、消極的協力派、そして反戦非協力派の三つの潮流があった。これは第二インターナショナルにおける右派、中央派、左派の三潮流に照応するが、大戦初期においてとくに第一と第二グループの分裂はさほど深刻ではなく、第三グループもショップスチュワード運動 (Shopstewards Movement) の中心となったクライドサイド Clideside を除けば、強力な左翼として形成されるには至っていなかった。しかし大戦の進行、その長期化に伴ない、政府が戦争のために労働者階級

の価値剝奪を意味するきびしい措置を次々に打出されて行くなかで第三グループと第二グループの接近がみられ、第一グループも徴兵制に対する如く、ときとしてはこれに同調せざるをえなくなった。一九一六年から一七年にかけてイギリス労働運動は全体として政府の戦時政策と対立していく傾向にあった。

開戦後アスキス連立内閣の成立以前から労働党の全国執行委員会と議会執行委員会そしてTUC議会委員会は、志願兵募集運動、選挙休戦、産業休戦、労組慣行休戦など政府の要請に応え、積極的にこれに協力した。これらは独立労働党のケア・ハーディやマクドナルドも是認した⁽³⁶⁾ことである。戦争への協力が焦眉の問題であったためか一九一五年の年次党大会は延期され、翌年一月まで開かれなかった。そして最初の入閣については、独立労働党とクラインズ(U. R. Clynes)が反対したが、九月のTUC大会で支持され⁽³⁷⁾、翌年一月プリストル党大会で支持された⁽³⁸⁾。一年後の年次大会でもロイド・ジョージ内閣への入閣は支持されている⁽³⁹⁾。しかし政府が徴兵制を施行するに至り、労働党はこれに強く反対した。一九一六年党大会は圧倒的多数でこの法案に反対を決議したが、⁽⁴⁰⁾同年五月にこれは法律となった。こうしたなかで三月中旬にクライドの軍需工場労働者が徴兵に反対して産業休戦法を無視してストライキを行ない、労働不安を醸成した。クライドの労働運動は社会労働党、イギリス社会党、独立労働党に指導されたもので戦前から大衆に深く根を下したものであったので政府は、その指導者八名を逮捕し裁判に付することなしに放逐⁽⁴¹⁾ deportation することによってこれを鎮圧したのである。この放逐でヘンダーソンら入閣した指導者は労働運動左派と対立するのである。一方アイルランドではイースター叛乱が発生した。さらに一九一七年に入ると、とくに熟練労働者層の間に不満が高じて全国的ショップスチュアード運動の指導の下に広汎な五月ストライキの発生をみた。⁽⁴²⁾この時期のストライキは、熟練労働者を徴兵しそのあとを婦人など未熟練労働者で補うといった政府による労働の希釈(dilution of labour)

政策と熟練労働者の賃金の相対的低下に反対するものであったが、これにはロシアにおける二月革命が大きな影響を及している。二月革命に接したとき、すでにイギリス労働党内左翼を中心とした潮流はロイド・ジョージの戦争政策に敵意を抱くようになっていたが、左派のランズベリを中心とする英露民主同盟 (Anglo-Russian Democratic Alliance) の呼びかけでまず三月三日ロンドンのアルバート・ホールで革命を祝福する万余の大集会が開かれ、さらに六月三日非公式の労働党大会といえるリーズ大会を開き、イギリス労働者は労兵評議会 (Workers' and Soldiers' Councils) を作り、平和をかちとり、自らの手で英国を再建するという決議を採択した。この大会にはマクドナルドやスノーデンも出席した。⁽⁴³⁾ このとき示されたイギリス労働運動におけるロシア革命に対する熱狂的歓喜ないし共感は、その後イギリスの労働者や社会主義者におけるロシア革命への連帯感の形成に深い影響を及ぼしたのである。⁽⁴⁴⁾ こうした一九一七年の状況は、反戦の平和世論が成長したのに対し、状況打開をなしえない政府ないし政治指導者に対して不満が大衆の間で高まり、大衆は労働党およびTUC指導部の統御しえないものとなりつつあることを示したのである。

ヘンダーソンを戦時連立内閣から袂別せしめるに至る契機は、大戦の長期化によって一九一六年から一七年にかけての冬季における厭戦感情のひろがりとしてロシア革命の国際的衝撃を受けたイギリス労働運動が新たな状況への適応を図るべく、その平和政策を形成していく過程で生じたのである。一九一七年初め中立諸国のオランダ、スウェーデン、デンマークの社会党がオランダ・スキャンディナヴィア委員会 (Dutch-Scandinavian Committee) を結成して労働諸組織が自国の政府に採用せしめる平和の条件を決定するために交戦諸国の社会主義勢力をも含めて国際社会主義事務局 (International Socialist Bureau) の本部が移されていたストックホルムで国際社会主義者会議を開催することを計画し、五月一五日の開会を決定して四月二二日各国の組織に招待状を発した。当初労働党全国執行委員会はこの招待に

応じず、代案としてロンドンで連合労働党社会主義会議を開催する方針を決めた。⁽⁴⁵⁾ベルギー労働党、フランス社会党多数派、ペトログラード・ソビエトも大会参加を拒否した。イギリスの決定はこの年一月二五日の年次党大会が、平和会議と同時に国際社会主義会議を開くべきだという独立労働党のブルース・グレーシア(J. Bruce Glasier)の提案を六九六、〇〇〇対一、四九八、〇〇〇票で否決し、一般労働組合を代表するかつての戦闘的労働運動家ウイル・ソーン(Will Thorne)代議士が出した、勝利まで戦い続けるべきであり、平和会議と同時に敵国民をのぞく連合社会主義・労働党会議が開かれるべきだという修正案が一、〇三六、〇〇〇対四六四、〇〇〇票で採択されたことに基づく判断であった。⁽⁴⁶⁾この大会は、未だ党内に国際主義よりも開戦後の愛国主義的な国家主義が根強く存在したことを反映したのである。

しかし、イギリス労働党がストックホルム会議への不参加を決めた二、三日後、ロシア・ソビエトが労働階級の平和政策を形成するの会議への招待状を全ての国の社会主義・労働党へ送ったことが判った。そこで党執行部は、連合国社会主義・労働党会議を延期し、ペトログラードへ代表としてR・マクドナルドとG・H・ロバーツらを派遣し、その会議についてのより詳しい情報をえ、かつストックホルムでこの国の社会民主党代表と協議して来ることを決定した。だがこの代表団は、好戦主義者H・ウィルソン(Havelock Wilson)の率いる海員組合(Sailors' and Firemen's Union)によって阻止され出発できなかった。一方ロシアに単独講和を結ばせず戦争を続けさせるようにするという政府の使命を帯びて五月から六月にかけて訪国していたヘンダーソンは、四人のソビエト代表と同行して帰国した。彼は訪露後、ストックホルム会議に対するロシアにおける反対派はボルシェヴィキだけであり、単独講和を結ばせないためにはロシアの社会主義者を支持し、ストックホルム会議に出席しなければならないと判断した。⁽⁴⁷⁾そこで党執行

部は、八月八、九日 I S B 英国支部の召集で連合国会議を開いてその報告を受け、同時にストックホルム会議への出席をその集会は協議的性格のもので何等拘束的決議は採択されない、という条件付で招待に応ずる執行部案を決定するため特別党大会を開くことを決定した。しかしフランス社会党と協力する必要性があったので、七月二七日ヘンダーソンはマクドナルドとワードルを伴ってパリに赴き、国際会議の開催が九月九日まで延期されるべきだという勸告を出し、連合国会議を八月二八、二九日に延期した。しかしヘンダーソンがパリから帰ったとき、彼はストックホルム会議に反対する他の閣僚から全く孤立していた。ロイド・ジョージを初め彼に激しい批難を浴せ辞任を決意させたのである。⁽⁴⁸⁾

特別党大会は八月十日ロンドンで開かれた。そこで十一日に前述のような執行部案が一、八四六、〇〇〇対五五〇、〇〇〇の票決で可決された。これに対し「敵国代表を含む会議には代表を送れぬ、この会議は無期限に延期する」という修正案は一、六五一、〇〇〇対三九一、〇〇〇票で否決された。そして大会は、この党が連合国会議および国際会議に提案する、「戦争問題に関する覚書草案」を充分討議して採決するため八月二十日まで休会になった。⁽⁴⁹⁾このように七カ月前の年次党大会とは一変した党大会の票決にみられるように、いわゆる党内世論は明らかに変わり、戦争支持から早期平和を求めようになったのである。ところで特別党大会のこの決議は、ヘンダーソンとロイド・ジョージの対立を決定的にし、そのために前者は戦時内閣から去った。けれども G・N・バーンズが彼の後任者となったので労働党が完全に連立政府から下りたわけではない。

しかし政府はすでに八月十日、ストックホルム会議へ出席する代表に旅券を交付しないことを声明していたので、再開大会では政府に代表を送って抗議し旅券を出させるといふ決議が一、二三四、〇〇〇対一、二三二、〇〇〇で辛

うじて採択されたが、一九一六年に再び労働党に加入したイギリス社会党の代表は、「党の政策はいまや政府の政策と両立しない。政府に入っている党代表を引下げるべきだ」という提案さえなしている。しかしこれは票決に持込まず却下された。⁽⁵⁰⁾その後、八月二八、二九日に八か国から成る連合国会議が開かれ、ストックホルム会議に参加する態度決定を行ない、戦争目的に関する覚書を採択した。結局、ストックホルム会議は、とくに英仏政府の旅券不交付によって、さらには十月革命によって流産した。けれどもイギリス労働党はTUCと協力して合同国際小委員会を任命し、イギリスの運動を代表する一致した政策を作成するために、「戦争目的に関する覚書」の再起草を行なった。これはヘンダーソン、マクドナルド、S・ウェップ、ユイスマン (Camille Huysmans) らの共同作業によるものであった。この「覚書」は十二月二八日ロンドンで開かれた党とTUCの合同大会で満場一致で採択された。そしてこれを大会代表がロイド・ジョージ首相に申入れたのである。⁽⁵¹⁾平和と民主主義の宣言といえるであろうこの覚書は、イギリス労働党がタイムリーに作成した最初の長期外交政策であった。これはベルギーの独立の回復、ドイツが侵略して与えた損害への賠償義務、アルサス・ロレーヌなど領土に関する問題の民族自決原理による解決、といったいわば戦後処理計画とそれを遂行しかつ長期にわたり平和を維持するための機関として国際連盟を樹立するといった雄大な平和計画を含むものであった。⁽⁵²⁾この政策は翌年一月ロイド・ジョージやウイルソン大統領をはじめ、二月に連合国社会主義諸政党の賛意をえて、国内的にも国際的にもイギリス労働党の声望は高まり、⁽⁵³⁾戦争への態度をめぐって分裂していた党組織の再統一を促したのである。

かくて実質的にヘンダーソン指導下の労働党は、戦後イギリスがとるべき対外政策を形成して国際連盟外交の首唱者となるとともに国内再建政策を着々と作成する段階に到達し、いまや圧力団体型政党ではなくなっていたのである。

る。ここでこの党は、公式的にその目的を明確にし、機構を近代化し、そして政権を掌握したとき実行する政策要綱を宣言することを迫られたのである。

四 社会主義政党への転換

一九一八年はイギリス労働党にとって画期的な大いなる転換の年であった。この年一月と二月に開催された第十七回年次党大会と六月の第十八回年次党大会において労働党を社会主義政党へ転換せしめた一連の党改革が成遂げられたのである。この改革は、党規約 (Constitution of the Labour Party) 改正にはじまり、綱領「労働党と新社会秩序」(Labour and the New Social Order) の採択及び形式上は完結した。

I 新党規約

すでに一九一七年末までにヘンダーソンとウェッブらの全国執行委員会は新しい党規約草案と綱領草案「労働党と新社会秩序」を作成し、第十七回年次党大会に向けて下部組織に配布していた。そして、一九一八年一月二三日より三日間ノッティンガムのアルバート・ホールで行なわれた第十七回党大会の初日、ヘンダーソン書記長は党機構改革の核心をなす規約改正案、即ち、従来の団体加入制一本の党員制を地方労働党 (Local Labour Parties) への個人加盟による個人党員制と併用するという規約第二条の改正を提案した。ヘンダーソンの論拠はこうである。労働党は綱領プログラム (「労働党と新社会秩序」) によって社会をドラスチックに再編していかねばならない。そのために労働党は国民を代表する政党にならねばならない。近年地方労働党が成長しつつあるが、団体加入方式による組織は有権者千六百万のうち三百五十万を擁するに止まり、千二百五十万を組織外においている。これを組織するには、市民 *Citizen* が政治的労働

運動に市民として参加し党員となれるように地方労働党を改革しなければならぬ。総選挙は間近いのでこれは急を要する、というものであった。⁽⁵⁴⁾ この提案に対しては、労組代表の中に従来の規約で充分だという反対意見もあったが、炭鉱夫労組のような大組織の代表が大会までに規約改正案を検討して来ていなかったので、同労組のスマイリ (Robert Smilie) が、一旦加入団体に持ち帰って討議し、早期に大会を再開して採決に付すべきだという動議を出してそれが一、三三七、〇〇〇対一、三一八、〇〇〇票で辛うじて通った。⁽⁵⁵⁾ そして一月後の二月二六日ロンドンのセントラル・ホールにおける延長大会でこの個人入党制を含み、党の諸目的を掲げた規約第三条第一項に全ての選挙区に組織を有する地方労働党を結成することを謳った規約草案が採択されたのである。⁽⁵⁶⁾ こうして労働党の党組織は、従来からの団体加入制による連合体的構造をそのまま維持しながらも全国執行委員会が管轄する地方労働党が基本的党組織となるに至った。全国執行委員会の構成もそれまでは書記長を除いて労組代表一二名、社会主義団体四名であったが、これに伴う改革で財務を除き、労組一三名社会主義団体、及び協同組合等一名、地方労働党五名、婦人四名で構成されるように変った。⁽⁵⁷⁾ 婦人も地方労働党を代表する人が選出されるようになり地方労働党は全国党の中で以後重要な役割を受持つようになるのである。およそ近代政党は個人加入党員から構成されるのが普通であって、イギリスの自由党や保守党もその例外ではない。ヘンダーソンの執行部は旧来の連合体的組織を全て廃棄することさえ考慮したが、これは党の歴史と総選挙が迫っている現実からして実現困難なことであった。⁽⁵⁸⁾

以上に述べたような党組織構造の抜本的改革をなしたイギリス労働党は、第十七回党大会以後近代的な全国組織政党に上昇することになったのである。新規約採択後、党地方組織は熱心に活動を展開するようになり、六月の第十八回大会において党書記長は、来る総選挙に向けてすでに三〇一の選挙区で党公認候補が決定ないし確定しつつあ

り、その他一〇〇区における候補者が検討されていると報告した⁽⁵⁹⁾。これはいうまでもなく地方労働党が着々と組織され、党の地方組織が全国化したことを示している。ちなみに一九一七年の第十六回年次党大会には五七の地方労働党が代表総数七四二名中七四名の代表を出席させているにすぎないが、⁽⁶⁰⁾一九一八年の第十七回大会には地方労働党は七六、その代表は八七九名中九三名を占めるに至り、⁽⁶¹⁾第十八回大会になると組織数は大会報告集に記載されていないが代表は八五二名中一一六と労働組合代表六一五名に次ぐ第二勢力となっている。⁽⁶²⁾コールの党史によれば、おそらく総選挙のときであろうが、この年の地方労働党数は二七六である。⁽⁶³⁾さらに翌年六月の第十九回年次大会においては三九四の労働評議会と地方労働党が九五四名中二一七名の代表を出している。⁽⁶⁴⁾労働評議会は前年八八一であるからこの年には地方労働党は三〇〇をこえていたとみることができるとは可成り急速に組織化がなされたことを物語っている。そこにはヘンダーソン執行部による状況分析と目標設定、そして当面の課題としての基本的組織づくりの方針に対する党内下部組織や党外支持者からの力強い反応があったことが察知せられるのである。

さて、組織改革と並んで第十七回党大会でなされた重要な党改革は、党の諸目的を述べた規約第三条に社会主義を明確に掲げたことである。それまでの党規約における目的は、一九〇六一一三年までは「独自の院内幹事と政策を有する議会労働党を組織し維持すること」であり、一九一四年以後は一で述べた如きものにすぎなかった。だがこの大会で採択された規約では、ナショナルな目的として、全国的組織政党化(第一項)、TUC幹部会等との協力(第二項)、党大会で是認された諸原則の運用(第三項)、公有化(第四項)、人民の政治的、社会的、経済的解放(第五項)が明示されている。そして、国際的的目的として自治領、属領の労働・社会主義団体との協力(第六項)と平和と自由のために国家連邦をつくるべく他国の労働・社会主義組織との協力と国際的紛争解決のために調停機関をつくること(第七項)が

謳われている。これはイギリス労働党が独自の国内政策と対外政策を有する全国組織政党として出発したことを宣言したものである。しかし、これらの目的のなかでも第一項は別として特に重要な意味を有するのは社会化を目的とした第四項[※]であり、これと共に勤労人民の解放という民主主義的社会主义社会の樹立を目的とした第五項^{※※}であろう。

※「生産手段の共有と各産業およびサーヴィスの人民による管理と統制の最善の制度に基づき、肉体労働者および精神労働者に彼等の産業の全成果とその可能なかぎり公平な分配を確保すること。」

※※「一般に、とくに肉体および精神労働を生活手段とする人民の政治的、社会的、経済的解放を促進すること。」⁽⁶⁵⁾

これらの条項はいうまでもなく社会主义社会の樹立に関するものであり、労働党はこれらの条項を目的に掲げたことによって、社会主义という言葉は使用されていないが、たしかに社会主义政党となったのである。第四項についてさしたる反対もなく大会で承認されたのは、戦時統制経済の下で労働組合幹部は国有化を要求するようになっており、一九一七年の第十六回大会で炭鉱および鉄道の国有化が満場一致で可決されていたし、⁽⁶⁶⁾第十七回大会第二日に、「生産、分配、交換の全手段を国有化する」という決議⁽⁶⁷⁾もなされていたからである。しかし、われわれはこの公有化が「人民による管理」の公有化であってたんに所有の変更のみを意味するものではなかったことに注目しなければならぬ。これは「労働者管理」(workers' control)を主張する労働組合運動左翼やギルド社会主义の運動に影響されて、起草者ウェブが生産者(労働者)のみならず消費者をも含めた「人民による管理」にすりかえたものである。⁽⁶⁸⁾

規約改訂における第三点は、第四条をそれまでどこにもなかった党綱領に関する条項にしたことである。即ち、党大会は三分の二以上の多数で党の一般綱領(General Programme of the Party)を決定し、全国執行部と議会労働党はそれを推進する。またこれら両機関は、総選挙に先だち選挙の主要争点を定義し、選挙運動のために特別綱領(Special

Programme of the Party) 即ち選挙綱領を作成するといったものである。⁽⁶⁹⁾第十七回大会に綱領草案である「労働党と新社会秩序」と題する「再建に関する報告草案」が提出されて半年間下部討議に付され、六月二六日から三日間ウェストミンスターのセントラル・ホールで開催された第十八回年次党大会で一般綱領として採択されるに至ったのは、この新規約第四条に基づいたのである。

なお新規約は、総選挙および補欠選挙において従来は旧規約第四条で加盟団体が指名して選挙費を支出し、全国執行部はそれを公認していたのを、新規約第七条でこれら両選挙共に候補者は全国執行部が公認決定権をもち、さらに党選挙基金から一定の選挙費が公認候補に支給されるようになった。これによって以後、党の統制に反した者は、たとえ地方で指名されても全国執行部が公認しないというケースがしばしば生ずることになった。

また、団体加入党費も二倍に引上げられ、全国執行部の権力は著しく強まった。こうして労働党は加盟組織のきわめてゆるやかな連合体から、個人党員を有する選挙区組織をもち、中央集権化された、規律のある全国組織政党に変わったのである。

Ⅱ 戦後再建綱領

さて、労働党の戦後社会再建計画を宣言したこの綱領草案は、当時国内の新聞は勿論、アメリカをはじめ外国の新聞でも大きく取上げられ、党本部にその冊子への注文が内外から殺到したほどであった。⁽⁷⁰⁾これは綱領草案作成のための全国執行委員会の小委員会の主役を演じたウェップの政治的著作における傑作といわれるものであるが、そのまま草案または改訂案として党大会に提案されたものではなかった。全国執行委員会はこの草案に基づき、あるいはそれを部分的に修正し補足をした二六に及ぶ決議案を大会に提案した。そしてそれらの各決議に照して綱領草案を修正し、

党一般綱領とすることが決められたのである。⁽⁷¹⁾だが草案はそのように修正されないまま党綱領とされた。草案の精神および基本的政策に関しては大会で承認されたからである。

それでは「労働党と新社会秩序」の内容についてみよう。まずその前文において、日本の政治家大隈伯が観察しているようにヨーロッパ資本主義文明は崩壊の危機に頻した破局的状況にあり、イギリスに関する限り、最早政治機構や社会機構の補修的再編では再建できない。社会秩序の基礎を変革しなければ真の再建はできない。労働党は、野党であっても政権の座にあっても、旧来の社会秩序の復活に手をかすことなく、新しい社会秩序を樹立しなければならぬ。新社会秩序の基礎は、闘争でなく友愛、生存のための競争的闘争でなく勤労者のための生産および分配過程で周到に計画された協力、富の大なる不平等でなく万人における物的環境の平等化への体系的接近、従属的地位にある民族、人種、階級、性に対する強制支配でなく政府および産業における平等な自由、全体の同意、経済的・政治的権力への最大限可能な参加でなければならぬと述べている。⁽⁷²⁾ここでいう社会秩序とは、経済・社会・政治制度を基礎とするものであるがゆえに、現代社会科学上の用語法によれば、社会体制(体系)という概念に近い言葉であろう。要するにこの綱領は、資本主義の社会体制に代る民主主義的な社会主義の社会体制を建設することがイギリスを再建する途だと宣言しているのである。この前文に続いて綱領は、戦後における社会再建、つまり新社会秩序形成の柱として次の四項目をさし示している。

- (1) 国民最低限の普遍的实施 (Universal Enforcement of the National Minimum)
- (2) 産業の民主的統制 (Democratic Control of Industry)
- (3) 国家財政の革命 (Revolution in National Finance)

(4) 剰余の富の公共福祉への投入 (Surplus Wealth for the Common Good)⁽⁷³⁾

第一の柱は、労働党が社会の全構成員にいかなるときでも健康な生活と価値ある市民に必要なすべてを保障しようというものである。これは決して「階級的」政策ではないが、それを実行するために、まず就業労働者については、余暇、保健、教育、生存の法的最低限の適用を目的にしている、工場法、炭鉱法、鉄道法、公衆衛生法、教育法、最低賃金法等を改善し、その適用の拡張を図る。次に兵役および軍需産業からの動員解除者については、政府が就職と生活の保障をなし、万人に対する仕事の保障、そして失業者に対しては社会保障(国家による失業手当の支給)をなすというものである。⁽⁷⁴⁾ この国民最低限綱領こそウェット社会主義思想の核心をなすものである。先に触れたようにウェットブ夫妻は、とくに首都の都市改革から手を引いた後、ナショナルなレベルにおける最低限政策を形成して来たし、その政策は綱領でも述べられているように労働党外の進歩的政治家や経済学者の支持をえていたのである。⁽⁷⁶⁾ この綱領に関する第十八回大会における決議では、決議ⅢからⅧにわたるものがこの柱に含まれるものであるが、それらのエッセンスたる生活水準の維持と保護、即ち国民最低限の原則は、決議Ⅲにおいて「最高のナショナルな重要性をもつもの」⁽⁷⁷⁾とされているのである。

第二の柱は、政治的民主主義 (Democracy in Government) と産業民主主義 (Democracy in Industry) である。「労働党を最も明確に他党と区別するのは、この党が民主主義の原理の完全かつ純粋な採用を要求していることである。」⁽⁷⁸⁾として、綱領は戦中に制限された個人的自由の回復、軍役法 (Military Service Acts) 継続への反対、完全な成年男女普通選挙制の実現、貴族院の完全な廃止を目標に掲げると共に、生産手段の公有に基づく、浪費的かつ非能率的でない科学的に再編された産業における民主主義を特に大きくクローズ・アップしている。そして即時に国有化されるべきもの

として鉄道、鉱山、電力をあげ、これについて港湾、道路、郵便、電信、水運など通信運輸の国有化、産業生命保険を取扱う生命保険会社の国有化を提唱している。また酒類販売、水道、ガス、電気、住宅、都市計画などにおける自治体の所有 municipalization ないし統制の拡大・強化も必要としている⁽⁷⁹⁾。ここに謳われている国有化は、あくまでもフェビアン主義的な能率と社会進歩という論理に基づく国有化であり、混乱、浪費、非能率そのもので、イギリス経済発展の阻害要素となっていた産業や公益事業であって公有化が当然とみられた事業に限られている。徴用するという方式の国有化は、人民を専制的に搾取すると非難されていた生命保険会社だけであった⁽⁸⁰⁾。勿論、党内左翼の要求であった「労働者管理」は、「ウェッジ綱領」草案では抽象的に「産業の民主的統制」の原理が謳われているものの国有化産業における「労働者管理」は無視されているが、党内世論を反映して第十八回大会に提出された国有化に関する諸決議案においては「労働者管理」による国有化が明確に打出され、それが決議されたのである⁽⁸¹⁾。

綱領の第三の柱は、財政革命である。戦争によって生じた七〇億ポンドに達する巨額の国債の償却と社会再建のために政府は戦前よりはるかに大なる財源を要する。労働党はこの財源を家庭生活の必要経費を超過する所得への直接税と、特に国債償還のために私有財産への直接税に求める。そのために所得税と附加税の累進率を引上げて全納税者の実質的負担の均等化を図り、超過利潤税を存続し、土地税 (Taxation of Land Values) を新設し、国債償還には、小額の貯蓄 (一千ポンド以下) を除く財産に対して、極度の累進課税による資本課税 (Capital Levy) を行なうというものである。この財政革命は、国民最低限政策を実行するために、戦争によって肥大化した、イギリスの富の十分の九を独占する十分の一の資本家階級に負担を負わせようというもので、全国民の五分の四の支持を受けると綱領は述べている⁽⁸²⁾。

第四の柱は、以上の国有化、市有化、そして税制改革によって得られる剰余の富を疾病・老令者に対する公的給付、教育の機会均等化、リクリエーション手段など公的設備の改善、文芸、学術、科学的調査の奨励、など社会の共同善としての公共的福祉に投入することを謳ったものである⁽⁸³⁾。この柱こそは、かつてバートミンガムでチェンバレン (Joseph Chamberlain) が実験し、後にウェップがロンドンにおける唱導者となった都市社会主義の全国版とみる事ができる。

なお綱領は、四つの柱を述べた後、対外政策に言及している。殊に帝国主義について、「他民族を支配することは否定するにせよ、海外の同胞に対するわれわれの特殊な義務を顧みない利己的かつ島国的『不干渉主義』の考えは斥ける⁽⁸⁴⁾」と甚だ曖昧な態度を示し、英帝国内植民地の維持と自治への進歩的發展を擁護している。後の英連邦 Commonwealth の像を描いていたのである。しかし、第十八回大会では綱領に関する決議案 XII~XIII がアイルランドの自治を要求するものとして提案され可決されたにすぎない⁽⁸⁵⁾。一般的な外交政策については、経済戦争、秘密外交、對抗同盟政策等を排斥し、前年発表した「戦争目的に関する覚書」に従い、平和条約の一部として国際高等裁判所、国際立法府、国際調停委員会をそなえた超国家的機関の即時設立を主張している⁽⁸⁶⁾。

最後に綱領は、労働党がその目的を達成するには、政治に暖かみをそえる善意と科学に裏付けされた知識に依拠しなければならぬと述べ、民主的協力こそが問題解決に必要なと言明している。そして、「労働党の目的はその存在法則によって永久に変わるまいが、その政策と綱領は、その目的に対してわれわれの手段を合理的に順応していくなかで、知識が発達し社会問題の新局面がひらけるにつれて絶え間ない發展を遂げるであろう⁽⁸⁷⁾」と、政治運動と科学、とくに政治学との結びつきを強調して終っている。この結びにおいては、目的・計画・達成における協同という意味で

の民主的協力ということが、労働党の階級協調主義の宣言に他ならないという批判⁽⁸⁸⁾もなされようが、それよりもここでは政治と科学との結婚が説かれ、きわめて実用主義的に目的を達成していく労働党のフェビアン主義的態度が鮮明に表明されているとみるのが妥当であろう。

「ウェツプ綱領」とも言われる一九一八年における労働党の戦後再建綱領は、いうまでもなく漸進的社会主义の立場を表明するものであって革命的社会主义とは相容れないものであった。その漸進主義は、政治的議会としての下院と社会的議会としての地方自治体および産業組織の両者に労働党が滲透し、それを指導し、両者がそれぞれ独自に、あるいは協力し合って国民最低限を中心とする政策を遂行していくというものであった。その経済綱領も国有化をはじめ戦時体制に裏付けられたものが多く、外交綱領も自由党進歩派やウイルソンの「十四箇条」と一致するものであった。けれども労働党は規約において社会主义をその窮極目的として明確に示し、決して永久に固定的でない綱領においてフェビアンの社会主义に基づく体系的な政策要綱をさし示したことによって、議会主義に立脚する民主主義的な社会主义政党へ上昇したのである。また他の二大政党に先がけて戦後再建構想を打出したこともよって、自由党から完全に独立し、かつ自ら政権を担当しうる能力をいまや具備しつつあることを宣言したのである。そしてこの綱領における国有化をはじめ社会主义シンボルが独立労働党や地方労働党の活動家を情緒的に把え、広汎な有権者に対して再建綱領による宣伝が開始されたのである。

ところで、労働党綱領は、ドイツ社会民主党が一八九一年に採択したエルフルト綱領(Erfurt Programme)型の綱領をもつマルクス主義的社会主义政党が権力奪取により一挙に社会主义を実現しようという究極目的をもち、その下に当面の目的を有していたのと明瞭な対照をなしている。これは労働党がヨーロッパ諸国の多くの社会主义政党とはす

でにみて来たように異質の社会主義を有するからであるし、また綱領そのものについての認識の相違が両者に存在するからである。つまりマルクス主義政党、その中でもとくに社会民主主義政党にとって綱領はいわば硬性憲法的性格を帯び、状況が大きく変ろうと改訂され難いが、労働党においては状況可変的であり、その規約における目的が前者の綱領にあたるであろう。ちなみに規約第三条第四項はすでに半世紀をこえて存続している。これは労働党が急進主義の運動の遺産を継承したことによるであろうが、この後戦間期には一九二八年、一九三六年に新しい綱領を採択している。要するにこの党における綱領とは政権をとったとき実行する政策要綱の表明であり、そうした綱領に基づいて政治運動を起すのはグラッドストーン (William Ewart Gladstone) や J・チェンバレンの時代に始まるこの国におけるいわゆる革新派政治の伝統であったのである。

Ⅲ 政策作成機関

ともあれ、いまや綱領を有する労働党は、ウェッブによれば、現連立内閣崩壊後直ちに政権の座に上り、⁽⁸⁹⁾その再建綱領を実行するという抱負をもつ政党として形成されたのであるが、その綱領作成と並行して党の政策作成過程の近代化ともいべき制度的改革がなされ、新たに設置された政策作成機関に専門的知識人が多数参加し重要な役割を果たすようになったことに注目しなければならない。従来は全国執行委員会がその小委員会で原案が作られていたが、第十七回大会後全国執行委員会は、政権担当にも備えて問題領域別に専門的な常設の諮問委員会 (Advisory Committee) を全国執行委員会の下に設置したのである。これはヘンダーソン書記長がウェッブやコールなどフェビアン協会内外の知識人と協議して設けたものであり、国際問題、貿易政策および財政、産業政策、文教、行政機構、自治体、公衆衛生および医療サービス、農村問題、飲酒業統制問題など、最初は九つの諮問委員会が設置された。この委員会は次第

に政府の各省、庁に対応するものに近づいて行くことになる。G・D・H・コールはその初代名誉書記に就任し、シドニー・ウェップは国際問題委員会議長でその書記はフェビアン協会のL・S・ウールフ(L. S. Woolf)、貿易政策・財政委員会には議長に経済学者J・A・ホブソン、書記にコール、その他、W・ジリーズ(W. N. Gillies)も文教委員会等に参加した。翌年から二〇年においては経済学者ないし歴史家のR・H・トウニー(R. H. Tawney)、R・P・アーノット(R. Page Arnot)、ページレット・コール(90)も加わっている。これらの諮問委員会が全国執行委員会ないしは議会労働党の要請に応じて政策立案を行ない、年々数多くのレポートを提出したのであり、執行部および議会はそれらを検討して政策決定をなすようになったのである。特に一九二四年の第一次労働党内閣と一九二九―三一年の第二次労働党内閣のとき、諮問委員会は政府の政策作成に大なる寄与をしたとい(91)う。

ハーバード大学のW・P・マドックスの研究によれば、政策諮問委員会に属して、労働党に知的奉仕をした人の中には、先に挙げた者以外でその氏名が「年次党大会報告」に掲載されていない人が多い。それらは、バックストン夫妻(C. R. and Mrs. Buxton)、ノエル・バックストン、H・N・ブレイルスフォード(H. N. Brailsford)、ジョージ・ヤング(George Young)、ドニー・ドールトン博士(Dr. Hugh Dalton)、E・F・ワイズ、ノエルベイカー(P. J. Noel-Baker)、バートランド・ラッセル(Bertrand Russell)、チャールズ・トリヴェリアン、A・J・トインビー(A. J. Toynbee)、E・D・モレル、C・R・ビーズリ教授(Prof. C. R. Beazley)、ポンソンビ卿(Lord Ponsonby)、アーノルドフォスター(W. Arnold-Forster)、スワンウィック夫人(Mrs. H. M. Swanwick)等である。(92)この中には自由党から労働党に転じた人が多い。

なお、第十八回党大会後にフェビアン調査部が労働党調査部として吸収され、一九一七年末に設置された出版部

(Publicity Department) およびそれ以前からあった情報部 (Information Bureau) と共に、党本部は三つの専門部を有するに至った。この労働党調査部は、政策諮問委員会の調査機関としての機能をもつと同時に、地方組織の名簿の保管、出版部の「デイリー・ニュース・サービス」(Daily News Service) への協力等をなして行くのである。⁽⁹³⁾ なかでも政策作成における調査機関としての役割は重要であった。設立当初は、コール夫妻をはじめ、R・P・アーノット、労働党左翼の政治家となったエレン・ウィルキンソン (Ellen Wilkinson)、後著名な共産党員となったエミール・バーンズ (Emill Burns)、マルクス主義経済学者としてわが国でもよく知られているモーリス・ドップ (Maurice Dobb)、後にイギリス共産党の理論的実践的指導者となるパーム・ダット (R. Palme Dutt) など当時はまだ若い世代に属する左翼インテリゲンチヤを代表するような人々がここで働いたのである。⁽⁹⁴⁾

このように政策作成機関が設置されて、そこにこの国で秀れた頭脳の持主である中産階級出身の多くの専門的知識人が、右は元自由党員から左はやがてイギリス共産党のメンバーとなっていく者まで、かなり広汎にわたって積極的に関与したことは、大戦末期・直後の労働党が、党改革によって進歩的ないし左翼的インテリゲンチヤの注目を浴び、多大の関心を彼等に抱かせていた知的状況を示すであろう。しかも諮問委員会で働いた委員達は、彼等が立案する政策が党の政策となっていくことへの満足以外になんら金銭的代償を受けることなかったという事実⁽⁹⁵⁾は、当時労働党は専門的知識人のヴィヴィッドな自発的協力を調達できていたことを示唆するものである。このような知的状況は、ヘンダーソンやウェッブらの指導の下に改革された党が、肉体労働者だけの階級代表政党から頭脳労働者をも代表する市民代表政党としての国民政党に上昇し、その社会的基盤を拡大したことを物語っている。

最後に、以上述べて来た党改革の成果としてわれわれは一九一八年十二月に施行された「軍服選挙」(“Khaki Elec-

Font)と称される総選挙にみることができる。これは政治休戦によって中断されていたために実に八年目の総選挙であり、新選挙法による初めての総選挙であった。ロイド・ジョージ首相は、戦勝ムードを利用して戦時連立内閣の継続に関し国民の信任を問うたのであり、連立政府派は首相の公認状“coupon”を受けて戦った。労働党はこの選挙に六〇〇選挙区に対し三六一候補を出して戦い二二%の得票率に当る二、二四五、〇〇〇票で五七議席を得たに止まり、政府派が圧勝した。ヘンダーソン、マクドナルド、スノーデンらも議席を失った。このような結果は、戦勝によって国家主義的ムードが強まり平和主義的世論が弱まっていたときに選挙が行なわれたことと、外国で軍役にいた有権者が投票できず、有権者一般に対する労働党のアピールも徹底しなかったために投票率が五八・三%と極度にかつてなく低かったことによるものであった。⁽⁹⁶⁾しかし労働党はいまや全国的組織をもち大半の選挙区で議席を争える党となり、最大の野党、即ち「陛下の反対党」(His Majesty's Opposition)の地位を獲得したのであり、そうした意味でこの党にとっては決して敗北と言えない総選挙であった。

さらに、翌年三月施行の、一九一三年以来初の統一地方選挙で労働党は各級議会に目覚しい進出を遂げた。ロンドン労働党はそれまで一議席しかもたなかったロンドン県会議員を一六議席にし、ダーラム、グラモーガン、ブラットフォート、モンマスシャーの各県議会でも多数を制したのである。同年十一月施行のロンドン二九市議会選挙でも一二市で多数をとり一四市で市長の座を獲得した。⁽⁹⁷⁾この中に後年の党首アトリー(Clement Attlee)もいた。労働党がこのように地方選挙で躍進したのも一九一八年綱領が、地方自治体に滲透してこれを掌握し、社会主義のある部分を実現しようとするフェビアン的社会主義思想に基づき、すでに三一Ⅱにおいて指摘したように自治体のさまざまな課題を綱領に明確に打出したからである。^{*}また、党組織改革によって地方労働党が組織され、その当面の課題が、「カーキ

「選挙」における代議士選出で失敗した時点において、自治体行政権の掌握に向けられたからであった。ここに概述した総選挙および地方選挙によって労働党は、伝統的・大政党に対し戦後再建綱領をもって対抗し、その連立政権に代って政権を担当しうる疑う余地なく社会主義を目的とする有力な革新政党として、国の政治および地方政治における地位を獲得し、その社会的基盤を確立したのである。

※ 第十八回党大会における綱領に関する決議のうち自治体については、ローカル・ガヴァメント一般に関する決議XV、教育に関する決議XV、住宅供給に関する決議XVI、救貧法廃止と自治体保健サーヴィスに関する決議XVIがある。それらのうち独立労働党のF・W・ジョウウィット代議士が提案した決議XVは、労働党における自治体の位置づけ、その達成すべき目標を簡潔に述べているので以下に紹介しておこう。

「中央集権の弊害と官僚制の欠陥を回避するために大会は提案する。即ち、社会再建の全枝において最大限可能な展望は民主的に選挙された自治体に置かれるべきである。次に、中央政府は情報及び補助金で援助すべきであるが、自治体が国民最低限の基準をこえてそのサーヴィスを発展させる上でその選択に関しては自治体にフリー・ハンドが与えられねばならない。また、自治体は委託されている機能のために政府から資金を獲得し、土地を低廉で取得する権限を与えられねばならない。さらにまた、市・県議会は必ずしも費用のかかる教育、衛生、警察のサーヴィスや救貧委員会から受け継ぐ機能にその仕事を限定すべきでなく、また水道、ガス、電気、電車の管理権を獲得することで満足すべきでなく、その事業を拡大し、住宅供給、都市計画、公園、公立図書館、音楽設備、民衆休養施設、そして石炭の小売だけでなく、協同組合が充分発達していないところでは牛乳の供給に至るまでその事業を拡大しなければならない。さらに地方自治体の大なる重要性にかんがみ本大会は、いまや議員は再び選挙にかけらるべきときであり、最初の選挙には全議席が空席にされ、比例代表の原理で新しい議員は選ばれるべきときであり、そしてまた、その地位を富める者にも貧しき者にもすべての人に開放するために、全地方議員に必要な交通費と公的仕事で費した時間に対する報酬が支払われるべきである、と考える。」⁽⁹⁸⁾

五 五 五 五 五

およそ改革とは旧来の制度と抜本的に異なる新しい制度の構築に他ならない。それは、たんに新しい組織・機構が創出されるだけでなく、それが集団構成員一般の新たな思想・態度によって運営されて行くことを意味する。政党における改革も党組織・機構と思想ないし政治的態度における変化を意味する。本稿で論述した一九一八年におけるイギリス労働党の社会主義政党化は、党再編という用語で表現されることもある。しかし再編という場合、組織、機構面に重きが置かれる言葉のニュアンスもあるし、その上、この国は政治上の改革の豊富な歴史をもつ国であり、労働党はその伝統的遺産を継承した政党であるから本稿ではあえて党改革という用語を使用したのである。

ヨーロッパの議会制民主主義の体制内で機能する労働・社会主義政党における党改革には、大別すると、イギリス型の圧力団体階級政党から漸進的社会主義を日ざす国民政党化^{オシヨナル・パルティ}、ドイツ社会民主党型の革命的ないし教条的な階級政党（プロレタリア党）から漸進的社会主義を日ざす国民政党化^{ナショナル・パルティ}、の二つの類型がある。言うまでもなく後者は一九五〇年代から一般的になったものであつて民主社会主義的な政党形成においてイギリス労働党がはるかに先行したのである。前者の労働党においては、後者における党改革が激烈なイデオロギー闘争と分裂を体験するのと対照的に、その四〇年後にG・D・H・コールが書いているように「労働党の過去とのラジカルな断絶⁽⁹⁹⁾」としての一九一八年綱領の原理をさしたる反対もなく平静裡に受容したという特殊性をもっている。これは、労働組合指導層に少くともフェビアン主義は滲透していたし、独立労働党の大勢が党改革を支持し、革命的左派は弱体だったという党内政治力学にもよるが、何にもましてヘンダーソンとウェッブのリーダーシップに負うところが大きい。われわれは戦後状況を先

取りしよとすの彼等の意欲的な政策・綱領作成と党組織再編の努力の賜物としてこの党改革をみななければならぬ。事実、ロシア革命の影響を受けたとはいへ、それは革命的社会主義をこの党に奉じさせる程のものではなかったし、さればとて同党が絶縁を図る自由主義をとることもできなかった。そこで結局、ウェッブの漸進的社会主義こそが、大戦によってなれば分裂していた党を再統一しうる唯一の象徴であったのである。A・M・マクブライアによれば、フェビアン社会主義もその形成されたときからマルクス主義の影響を受けた社会民主主義の一部であるといふが、⁽¹⁰⁰⁾ そのようないわば社民的性格は、社会民主主義政党が暴力革命を排し立憲的革命の途を行くようになったと、前者が国有化政策をもつに至ったことから明白になったことはいうまでもない。こうした社会民主主義党化にあきたらない独立労働党の左翼やイギリス社会党など少数の革命的分子は、二年後結成される共産党に結集したのである。大戦に対する態度にせよ、コミンテルン成立後の分裂にせよ、後者はドイツ、フランス、イタリーと比較して極めてささやかな分裂であるけれども、社会民主主義諸政党と共通するものを労働党はもっていたのである。

ところで、イギリス社会主義者を統一した組織象徴たる一九一八年綱領は、マルクス主義の社会民主主義政党の綱領と異なつて部分的公有化しか掲げていなかったし、それは第二次大戦後アトリー内閣によって実現され、いわゆる「混合経済」の福祉国家を生み出したがゆえに、とりわけマルクス主義者によって問題にされている。ロンドン政経大学のラルフ・ミリバンド (Ralph Miliband) によれば、その綱領は、「すぐれて資本主義社会の内部でこま切れの集産主義がより以上の福祉、高い効率、そして大なる社会的正義の鍵である、というフェビアンの信念の労働党による確認」⁽¹⁰¹⁾ であつた。そしてフェビアン社会主義者の青写真は、「より進み、さらに一層規制された資本主義の形態」⁽¹⁰²⁾ に他ならないものであつた。こうした見方は、後の時代から長期的視座で結果論的にそしてまた理論的にみれば

確かに誤りではない。だが、われわれは先ずそのときの状況において労働党がいかなる社会主義を選択しえたかを問題にする必要がある。革命的社會主義とは縁がないにせよ、ドイツ社會民主黨のように全面的な社會化綱領を採用できたかといえ、勿論、これは、全国執行部も議會労働黨も、その社會主義思想のみならず、綱領とは究極的には政權をとったときの政策要綱であるという綱領觀からして採りえないものであった。また、党内左翼諸グループのなかにも「ウェツプ綱領」に代るべき全面的社會化の綱領草案は作成されていなかった。ジョージ・ランズベリが一九一六年に試案を党機関紙「ヘラルド」(Herald)に提示したが、そこにおける國有化も後の党綱領で列挙された國有化産業に機械・造船業を添加しただけの部分の國有化に止まっている。⁽¹⁰³⁾しかし、党綱領の形成者および黨員の多くは、おそらくこの歴史的出発点を画した一九一八年綱領が、後年「これが社會主義か」と言われる混合經濟における福祉國家形成の基礎になろうとは想像もしなかつたであろう。彼等が樂觀主義的だつたとはいへ、新しい社會秩序を創造すべく一連の黨改革をなし、新たな政治運動に乗り出した熱意と努力はそれなりに評価されねばならないであろう。

さらにまた、長期的視座でみるにしても、われわれは、資本主義が高度に發達した先進資本主義諸國における議會制民主主義の政治体制において、たとえ全面的社會化綱領を有する政黨が政權に止つたときでも、ドイツ社會民主黨の場合をはじめどこでもそれは実行できなかつたし、近い將來そのような社會主義化が行なわれる見透しも先ずない、という事實および予測を入れて考察する必要がある。フランス、イタリーで社會黨および共產黨は人民戦線政府を組織した經驗をもっているが、その第一課題が反ファシズムであつたにせよ、その政府がなした國有化は、イギリスの場合と同様に、結局「混合經濟」を成立させるに寄与したのであり、それ以上の發展はみられない。けれども

こうした部分的国有化または自治体有化をも含む部分的公有化が、社会主義運動の成果であり、その部分的実現であることには間違いない。このように長期的視座に比較の視座を入れて社会化綱領とその展開を考察すれば、われわれは、イギリス労働党の社会化綱領に一定の歴史的意義を見出すことができよう。

なお、現代ではヨーロッパ社会主義政党にとって国有化は、国有化産業の能率や運営上の問題などが問題になり、以前ほど重要な位置をしめなくなっている。そして、高度工業化と都市化によって世界的に公害・都市問題が深刻化しつつあるなかでそれへの対策が重要視される傾向にある。わが国でも「シビル・ミニマム」や「ナショナル・ミニマム」の政策形成が社会主義者の側から提唱され、あるいは革新自治体によって実行されつつある。このような現代の状況から見て、シドニー・ウェップに起草されヘンダーソンをはじめとする労働党が形成した「国民最低限」の現を中心とする一九一八年綱領は、たんにその後三〇年余にわたってこの党における政策の基礎をなしたという点だけに止まらず、より広い視座で再評価されるべき内容をもつであろう。

- (1) 選挙結果については G. D. H. Cole, *British Working Class Politics 1832~1914*, 1841, pp. 303~309 を参照。
- (2) R. T. McKenzie, *British Political Parties*, 1955, p. 471.
- (3) 党地方組織状況については Ibid., pp. 233~234; G. D. H. Cole, *A History of the Labour Party from 1914*, 1948, pp. 9, 50. を参照。
- (4) G. D. H. Cole, *British Working Class Politics, 1832~1914*, pp. 180~183, 202~204.
- (5) J. H. S. Reid, *The Origin of the Labour Party*, 1955, pp. 119~120, 123.
- (6) アトキンソンの決議案は、党の究極目的は資本主義の競争制を廃止し公有・統制制を樹立するというもので、九三一、〇

〇〇対九一、〇〇〇の票決をみた。ステイフンソン (J. J. Stephenson) の決議案は党は民主的國家に統制される社会化を目的としなければならないというものであった。これについては「一代議員が「このような意見をもつ者は労働党や労働組合を代表する者ではない社会主義者だ。討議はうちきれ」という動議を出し、それが五六〇、〇〇〇対四一、二〇〇票で可決されたが、ステイフンソンの決議案も五六四、〇〇〇対四六九、〇〇〇票で採択された The Labour Party, *Report of the 8th Annual Conference of the Party*, 1908, pp. 76~77.

- (7) J. H. S. Reid, *op. cit.*, p. 123; A. L. Morton and G. Tate, *The British Labour Movement, 1770—1920*, 1956, p. 231.
- (8) J. R. MacDonald, *The Socialist Movement*, 1911, p. 235.
- (9) J. E. Williams, *The Political Activity of a Trade Union, 1906—1914*, *International Review of Social History*, Vol 2, part I p. 1; Henry Pelling, *The Origin of the Labour Party, 1880—1900*, 1954, pp. 236~237.
- (10) Annual Report of the Labour Party, 1900~1918, 〇 Appendix を参照。
- (11) 拙稿「ロンドンに於ける都市社会主義—その比較論的位置づけの試み—」『思想』第五三四号(一九六八)を参照された。
- (12) *The Webbs and their Work*, M. I. Cole ed., 1949, pp. 147, 151; Walter Kendall, *The Revolutionary Movement in Britain 1900—21*, *The Origin of British Communism*, 1969, p. 279.
- (13) J. H. S. Reid, *op. cit.*, pp. 118, 130~131.
- (14) J. H. S. Reid, *op. cit.*, pp. 121~126.
- (15) G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 224.
- (16) A. L. Morton and G. Tate, *op. cit.*, pp. 232~233.; G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 226.
- (17) A. L. Morton and G. Tate, *op. cit.*, pp. 234~235.; H. Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 1963, pp. 135f.
- (18) Morton and Tate, *op. cit.*, pp. 233 f.; H. Pelling, *op. cit.* pp. 136f.
- (19) Walter Kendall, *op. cit.*, p. 279.

- (20) Morton and Tate, *op. cit.*, p. 235.
- (21) J. R. MacDonald, *op. cit.*; *ditto*, *Syndicalism: A Critical Examination*, 1912; p. Snowden, *Socialism and Syndicalism*, 1912.
- (22) W. Kendall, *op. cit.*, pp. 279~280.
- (23) Paul Thompson, *Socialists, Liberals and Labour The Struggle for London 1885—1914*, 1967, especially see pp. 282~285.
- (24) ヘンダーソンの他、大蔵次官に印刷工組合出身のロバーツ (George H. Roberts)、『内務國務次官に坑夫組合出身のブレイス (William Brace) が初めから入閣したが、一九一六年に機械工組合出身の G・N・バーンス (G. N. Barnes) が新設された年金相に任命された。
- (25) ヘンダーソンが占めていた閣内相の地位は年金相に留任していた G・N・バーンスが受継いだ。その他大臣に任命されたのは、新たに設置された労働相に鉄鋼製練工組合出身のジョン・ホッジ (John Hodge) と商務政務次官、大蔵次官を経てホッジに代った G・ロバーツ、そして食糧相政務秘書から食糧相に昇格した一般労働組合の J・R・クラインズ (J. R. Clynes) である。次官級の地位に登ったのは、商務政務次官に鉄道員組合の G・ワードル、大蔵次官に一般労働組合の J・パーカー (J. Parker)、『内務次官に W・ブレイスである。
- (26) The Labour Party, *Report of the 16th Annual Conference*, 1917, p. 44.
- (27) この四団体は、TUC 議会委員会 (Parliamentary Committee of the Trades Union Congress)、『労働組合総連合管理委員会 (Management Committee of the General Federation of Trade Unions)』戦時労働者全国委員会 (War Emergency: Workers' National Committee) である。
- (28) The Labour Party, *op. cit.*, pp. 27~28.
- (29) *Ibid.*, pp. 28~29; *ditto*, *Report of the 15th Annual Conference*, 1916, pp. 136~138; G. D. H. Cole, *A History of the Labour Party from 1914*, pp. 31~32.
- (30) M. I. Cole, *The Story of Fabian Socialism*, 1961, pp. 168, 170; A. Mcbair, *Fabian Socialism and English*

- Politics 1884—1914*, 1962, pp. 142~143.
- (31) 一九一八年「国民代表法」については、A. J. P. Taylor, *English History 1914—1945*, 19 pp. 94, 115~116 を参照。
- (32) 一九一〇年に労組員総数は二、五六五千人だったが、一三年に四百万台に乗り、一四年に四、一五五千人となった。H. Pelling *op. cit.*, p. 262.
- (33) *Ibid.*, p. 262.
- (34) The Labour Party, *Report of the 19th Annual Conference*, 1919, p. 39.
- (35) 自由党から労働党への人材の移行については、Catherine Anne Cline, *Recruits to Labour, The British Labour Party, 1914—1931*, 1963. に詳しく述べられている。
- (36) G. D. H. Cole. *op. cit.*, pp. 20~22.
- (37) *Ibid.*, p. 25.
- (38) 「連立内閣に止まらざるべきである」という決議案が一六二二、〇〇〇対四九五、〇〇〇で可決された。The Labour Party, *Report of the 15th Annual Conference*, p. 126.
- (39) 全国執行委員会の報告への賛否を問う票決としてであるが、一、八四九、〇〇〇対三〇七、〇〇〇で可決された。ditto, *Report of the 16th Annual Conference*, pp. 86~98.
- (40) 徴兵制 (Conscription) については、七九六、〇〇〇対二一九、〇〇〇、軍事サービスマ法案 (Military Service (No. 2) Bill) については、一、七一六、〇〇〇対三六〇、〇〇〇という票決をみた。ditto, *Report of the 15th Annual Conference*, pp. 116~117, 117~224.
- (41) 一九一七年一月年次党大会で合同機械工組合 (A S E) のカークウッド (D. Kirkwood)、独立労働党のブレイムリ (F. Bramley) がそれぞれ決議案を出してヘンダーソンと激しい論戦を繰りひろげ調査委員会の設置を決議したし、ブラスコウ労働評議会のブラウン (J. Brown) も放逐が市民権の侵害であり、無条件に復帰するよう議会党に指示するという決議を出し満場一致で可決された。ditto, *Report of the 16th Annual Conference*, pp. 105~112.
- (42) 労働争議状況については、G. D. H. Cole, *op. cit.*, pp. 28~29, 32, A. L. Mortor and G. Tate, *op. cit.*, pp. 259f.

- (43) *Ibid.*, pp. 271~272 ; G. D. H. Cole, *op. cit.*, pp. 32~33. ; Raymond Postgate, *The Life of George Lansbury*, 1951, pp. 165~169.
- (44) *Ibid.*, p. 165. ; S. Graubard, *British Labour and the Russian Revolution, 1917—1924*, 1956, pp. 445.
- (45) スウェーデンホルム会議の「レポート」 G. D. H. Cole, *op. cit.*, 33f ; *Annual Report of the Labour Party 1918*, pp. 3f. ; Hildamarie Meynell, *The Stockholm Conference of 1917, International Review of Social History*, Vol 5, part 1. 第 2 巻参照した。
- (46) *The Labour Party, op. cit.*, pp. 125~127 ; *ditto, Report of 17th Annual Conference, 1918*, p. 3.
- (47) スウェーデンホルム会議に対するヘンダーソンの態度変更については、八月一〇日の特別党大会における彼の演説に示されてゐる。*Ibid.*, pp. 47~51.
- (48) *Ibid.*, pp. 5~6 ; G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 35.
- (49) 特別党大会の「レポート」 *The Labour Party, op. cit.*, pp. 4~7.
- (50) *Ibid.*, pp. 6~8.
- (51) *Ibid.*, p. 12.
- (52) *Ibid.*, pp. 78~79 ; G. D. H. Cole, *A History of Socialist Thought : Volume V, part I, Communism and Social Democracy 1914—1931*, 1958, pp. 59~60. ; H. Pelling, *A Short History of the Labour Party*, 1962, pp. 42~43.
- (53) Kenneth E. Miller, *Socialism and Foreign Policy, Theory and Practice in Britain to 1931*, 1967, pp. 77~78.
- (54) *The Labour Party, op. cit.*, pp. 98~101.
- (55) *Ibid.*, pp. 101~104.
- (56) *Ibid.*, p. 140.
- (57) ヘンダーソンの最初の提案によると、労働組合六名と地方労働党六名で全国執行委員会は構成される筈であったが、これには労働組合と社会主義団体が反対したものとみられる。*Ibid.*, pp. 101, 145, 後に地方労働党の党内影響力が強まると一九三七年大会で地方労働党は七名を地方労働党を基盤とする婦人は五名を全国執行部に送るようになる。*ditto, Report of*

the 37th Annual Conference, 1937, p. 245.

- (38) *ditto, Report of the 17th Annual Conference, p. 99.*
- (39) *ditto, Report of the 18th Annual Conference, p. 25.*
- (40) *ditto, Report of the 16th Annual Conference, p. 81.*
- (41) *ditto, Report of the 17th Annual Conference, p. 93.*
- (42) *ditto, Report of the 18th Annual Conference, p. 24.*
- (43) G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 50.
- (44) The Labour Party, *Report of the 19th Annual Conference, p. 110.*
- (45) *ditto, Report of the 17th Annual Conference, pp. 140~141.*
- (46) *ditto, Report of the 16th Annual Conference, pp. 116~118.*
- (47) *ditto, Report of the 17th Annual Conference, p. 128.*
- (48) G. D. H. Cole, *op. cit.*, p. 54. および北西充「イギリス労働党史論」(一九六八)一〇四頁を参照されたい。
- (49) The Labour Party, *op. cit.*, p. 141.
- (50) *ditto, Report of the 18th Annual Conference, p. 13.*
- (51) *Ibid.*, pp. 13, 42f.
- (52) 「労働党と新社会秩序」の原文 Labour and the New Social Order の全文は Norman Angell, *The British Revolution and the American Democracy, An Interpretative of British Labour Programmes, 1919* の Appendix として収録されているものを参照。前文は pp. 297~298. これは二六の決議のうち決議Iと該当する。The Labour Party, *op. cit.*, pp. 43~44.
- (53) N. Angell, *op. cit.*, p. 299.
- (54) *Ibid.*, pp. 299~304.
- (55) 一八九〇年代から一九〇五年に発行された「フェビアン論集」(Fabian Tract)には都市社会主義を論じたものが多い

が、一九〇六年からは次にあげられた「國民最低限」に関するものが多くなつてゐる。

Socialism and Labour Party No. 127 (May, 1906) ; The Case for Legal Minimum Wage by W. S. Sanders, No. 128 ; Paupers and old Age pensions by Sidney Webb, No. 135 ; The Case for School Clinics by L. Haden Guest, No. 154 ; What an Education Committee Can Do, No. 157 ; The Working Life of Women by Miss B. L. Hutchins, No. 157 ; The Necessary Basis of Society by S. Webb, No. 159 ; A National Medical Service by F. L. Dodd, No. 160 ; Family Life on a Pound a Week by Mrs. Pember Reeves, No. 162 (February, 1912).

- (76) N. Angell, *op. cit.*, p. 300.
- (77) The Labour Party, *op. cit.*, p. 49
- (78) N. Angell, *op. cit.*, p. 304.
- (79) *Ibid.*, pp. 305~308.
- (80) *Ibid.*, p. 307.
- (81) 卷續 I ' XIX' XX' XXX' XXXII' 及びその註文を参照。 The Labour Party, *op. cit.*, pp. 43, 75~77.
- (82) *Ibid.*, pp. 78~79 ; N. Angell, *op. cit.*, pp. 308~311.
- (83) *Ibid.*, pp. 311~312.
- (84) *Ibid.*, p. 312.
- (85) The Labour Party, *op. cit.*, pp. 69~71.
- (86) N. Angell, *op. cit.*, p. 313.
- (87) *Ibid.*, pp. 313~314.
- (88) その一例は北西充「前掲書」一一八頁。にみられる。
- (89) Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism* (Revised Edition), 1926, p. 698.
- (90) 諸国委員会の報告だが、 The Labour Party, *op. cit.*, pp. 11~12 ; *ditto*, *Report of the 19th Conference*, p. 48 ; *ditto*, *Report of the 20th Conference*, 1920, pp. 39~40 ; M. I. Cole, *op. cit.*, p. 170. 等を参照した。

- (51) William P. Maddox, Advisory Policy Committees for Political Parties, *Political Science Quarterly*, Vol. XLIX, No. 2. (1934), pp. 254~255.
- (52) W. P. Maddox, *op. cit.*, p. 257.
- (53) The Labour Party, *Report of the 19th Annual Conference*, pp. 49~50.
- (54) W. Kendall, *op. cit.*, pp. 278, 283, 423.
- (55) W. P. Maddox, *op. cit.*, p. 257.
- (56) The Labour Party, *Report of the 19th Annual Conference*, pp. 28~30 ; G. D. H. Cole, *op. cit.*, pp. 83~88.
- (57) The Labour Party, *Report of the 20th Annual Conference*, pp. 36~37. ; C. R. Attlee, *As It Happened*, 1954, pp. 46~49.
- (58) The Labour Party, *Report of the 18th Annual Conference*, p. 71.
- (59) G. D. H. Cole, *Socialist Thought, Communism and Social Democracy 1914—1931*. Part 1, 1960, p. 422.
- (60) A. M. McBriar, *op. cit.*, p. 8.
- (61) Ralph millband, *Parliamentary Socialism, A Study in the Politics of Labour*, 1961, p. 62.
- (62) *Ibid.*
- (63) N. Angell, *op. cit.*, p. 315.